排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 の概要

平 成 1 9 年 6 月 水・大気環境局水環境課

水質汚濁防止法の有害物質については、<u>ほう素及びその化合物、</u>
<u>ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>を追加し、それらの一律排水基準を設定した(平成13年7月1日施行)。

その際、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場(40業種)に対し、3年間の暫定措置として、暫定排水基準を設定した(平成16年6月30日まで)。さらに3年後の平成16年7月には、暫定排水基準の見直しを行ったが、うち26業種についてはさらに3年間暫定措置を延長した(平成19年6月30日まで)。

現行の暫定排水基準は平成19年6月30日を以て適用期限を迎えることから、当該26業種の暫定排水基準について、所要の検討を行った結果、5業種については一律排水基準へ移行、12業種については暫定排水基準を強化して延長、2業種については暫定排水基準を一部物質について強化して延長、残る7業種については現行の暫定排水基準のまま延長することとした。

(平成19年7月以降の暫定排水基準値は別紙参照)

こうした状況を踏まえ、今般の省令の改正は、現行の暫定排水 基準の廃止または平成19年7月以降の暫定排水基準の延長(平成 22年6月30日まで)等の措置を定めるものである。

施行日:平成19年7月1日